

北見テニス協会会則及び申し合わせ

1 会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は北見テニス協会（KITAMI LAWN TENNIS ASSOCIATION／KLTA）と称する。
- 第2条 本会は明朗なスポーツ精神のもとに健康の増進ならびに会員相互の親睦を図り北見におけるテニスの普及発展に資することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 北海道テニス協会および北見市体育協会に、北見市のテニス統括団体として加盟する。
 2. 各種大会、講習会を開催する。
 3. 施設の整備、管理を行う。
 4. その他、会の運営に必要な諸事業を行う。
- 第4条 本会は事務所を北見におく。

第2章 会 員

- 第5条 本会は次の個人会員及び団体会員をもって組織する。
1. 個人会員は正会員、学生（小・中・高生）及び18歳以上の学生とする。
 2. 団体会員は6名以上からなる職域団体、クラブ団体とする。
- 第6条 本会に入会するには所定の様式により申し込みを行う。
- 第7条 本会の会員は、総会の定めた会費を毎年5月末日までに納入しなければならない。ただし、新入会員は入会金および当該年度会費を入会の際に納入するものとする。すでに払い込んだ会費、入会金は払い戻しをしない。
- 第8条 本会の会員が会則に違反し、または会の名誉を傷つける行為があると認められた場合には、理事会の決定により除名することが出来る。

第3章 役 員

- 第9条 本会に次の役員をおく事ができる。
1. 会長1名
 2. 副会長若干名
 3. 理事長1名
 4. 副理事長1名
 5. 理事 各部長・副部长とする。
 6. 監事2名
- 第10条 本会の役員は次の任務を行うものとする。
1. 会長は本会を統括し、会の代表者とする。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
 3. 理事長は会長の指示を受け、会務の処理を代表して行う。
 4. 副理事長は理事長を補佐し、また事務局長を務める。
 5. 理事は理事長の指示を受けて、本会の常務を分担する。
 6. 幹事は本会の専門部局の任務を分担協議する。
 7. 監事は本会の会務・会計について監査する。

- 第 11 条 本会の役員は総会において選出するものとする。ただし補充を要する時は理事会において指名することが出来る。
- 第 12 条 役員は任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。補充による役員は残任期間とする。役員は任期満了後も後任者が決定するまでその任務を執行するものとする。
- 第 13 条 本会に特別に功績のあるものは、総会において名誉会員として推薦することができる。名誉会員は次の通りとする。
1. 名誉会長
 2. 顧問

第 4 章 総 会

- 第 14 条 本会の定期総会は毎年 4 月に開催する。また必要に応じて臨時総会を開催するものとする。
- 第 15 条 総会の招集は会長または理事会の議決を持って行う。なお議長は会長がこれにあたる。
- 第 16 条 次の事項は総会で決めなければならない。
1. 予算および決算
 2. 事業報告および事業計画
 3. 会則の改廃
 4. その他必要な事項
- 第 17 条 総会の議決は出席者の過半数を以って決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第 5 章 理 事 会

- 第 18 条 理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、理事および監事を以って構成し、総会の決定事項を協議執行する。なお必要に応じて幹事、名誉会員も出席することが出来る。
- 第 19 条 理事会は必要に応じて会長または理事長がこれを召集する。
- 第 20 条 理事会は本会の運営に必要な機関として次の専門部局をおく事が出来る。
1. 事務局（総務、会計）
 2. 競技部
 3. 普及・強化部
 4. 施設部
 5. 女子部
 6. 企画部
 7. その他必要な部局 状況にあわせ統廃合をする事がある。

第 6 章 会 計

- 第 21 条 本会の運営に必要な経費は会費、入会金及びその他収入を以てこれに当てる。
- 第 22 条 本会の会計年度は総会の日から翌年の総会の前日までとする。

第 7 章 付 則

- 第 23 条 本会の運営に関して必要な細則は理事会において別に定める。
- 第 24 条 本会の会員にあって本会に要望・意見のある場合は、文書を以て会長、または理事長へ申し出ることが出来る。
- 第 25 条 本会則は昭和 52 年 1 月 30 日より施行する。
本会則中、専門部局の改正を昭和 55 年 4 月 10 日より施行する。

本会則中、会計年度の改正を昭和56年4月20日より施行する。
本会則中、臨時会員を追加し昭和63年4月13日より施行する。
本会則中、賛助会員の項目を削除し、平成17年4月10日より施行する。
本会則中、退会時の届け出を削除し、平成17年4月10日より施行する。
本会則中、臨時会員の項目を削除し、平成21年4月12日より施行する。
本会則中、名誉会員から会友の項目を削除し、平成26年4月6日より施行する。
本会則中、部局の呼称を一部変更し、平成27年4月11日より施行する。
本会則中、部局改正など、平成30年4月15日より施行する。

会費等細則

1. 本会の会費を年額次のように定める。

個人会員

正会員	7,500 円
高校生以下会員	2,500 円
18歳以上学生会員	3,000 円
他地区会員	4,000 円

(北見市以外に住んでいる方が対象となる。なお、当会員は大会及び行事には会員として参加できる。日常のコート利用は非会員扱いとなるが、参加する大会の前日及び大会当日は会員と同様にコート使用料の支払いは必要ない。)

団体会員（6名以上）

職域・クラブ団体会員	7,000 円
高校生特別団体会員	3,000 円

(東陵運動公園コートを部活で日常的に利用している高校生)

但し 9月1日以降入会する場合 年会費は半額とする。

2. 入会金は 1,000 円とする。但し、高校生以下は不要とする。
3. 納入期日は毎年5月末日とする。但し新入会員については入会時とする。
4. 大会参加料、講習会受講料等についてはその都度徴収するが会員には特典が与えられる。
5. 寄付金については随時役員がこれを受け所定の領収書を発行する。
6. 本細則は昭和52年1月30日から施行する。

本細則中、会員種別、年会費及び入会金を改正し、昭和56年4月20日から施行する。

本細則中、小・中学生及び高校生の年会費、入会金を改正すると共に、臨時会員制度を設け、昭和63年4月13日から施行する。

本細則中、団体会員の会費を改正し、平成元年4月13日より施行する。

本細則中、会費の項に18歳以上の学生会費を定め、平成17年4月9日から施行する。

本細則中、会費の項の賛助会員会費を削除し、平成17年4月9日から施行する。

本細則中、会費の項に途中入会者の会費を定め、平成20年4月6日から施行する。

本細則中、臨時会員の項を削除し、平成21年4月12日から施行する。

本細則中、他市町村の加盟負担金の項を削除し、平成21年4月12日から施行する。

本細則中、個人会員、団体会員の会費を改正し、平成25年4月6日から施行する。

本細則中、学生団体会費を削除し、平成25年4月6日から施行する。

本細則中、入会金を改正し、平成25年4月6日から施行する。

本細則中、会員会費を改正し、平成30年4月15日から施行する。

本細則中、他地区会員を定め、平成31年4月14日から施行する。

本細則中、入会金を改正し、令和7年4月6日から施行する。

2 各部門主務

会 長	会の代表者
副会長	会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行
理事長	会務全般の統括 道協会評議委員会・市体協評議委員会等への出席 北見市担当部局との渉外 ソフトテニス連盟との渉外 理事会・総会開催業務
事務局	
事務局長 (副理事長兼務)	事務全般の統括 道協会・市体協・ソフトテニス連盟・他市町協会との連絡・調整 各部局との連絡・調整 副事務局長事務局長の補佐 総会・理事会議案書の作成 会議開催文書の作成・発送
会 計	協会会計全般の管理 会計帳簿の作成・管理 領収証等の保管
会員受付	受付業務 受付名簿の作成 会員数の把握
受付書類作成	受付業務の指導
広報担当	事務局業務全般の補佐、 ホームページ作成・管理
幹 事	事務局業務全般の補佐
競技部	
競技部担当	協会主管大会（女子連の大会を除く）の企画・運営・大会案内・受付 ドロー作成 ボール・賞状・トロフィー等の準備 室内大会会場の予約 大会進行 成績整理 ポイントランキング表の作成 ジュニア大会の企画・運営
幹 事	競技部運営の補佐
会計担当	競技部に関わる会計収支の管理・報告
強化普及部	
競技部担当	講習会の企画・運営 講習会の案内 コーチの手配 ボールの準備 講習会受付 受講者の指導 テニスルール マナー指導 会員の拡充 テニスフェスティバルの分担 都市対抗大会に関わる業務 道協会主管大会に関わる業務 派遣選手の選考 選手派遣の依頼 派遣スケジュールの作成・手配 強化練習のコート確保 練習ボールの準備 強化練習のスケジュール メニューの作成 道協会主管大会の案内 小・中学生の指導 講習会開催
幹 事	強化普及部運営の補佐
会計担当	強化・普及に関わる会計収支の管理・報告
女子部	
女子連・部担当	女子連大会の企画・運営 女性テニス大会・講習会の企画・運営 女性会員の拡充 受付業務分担 コート開き・コート納め分担
幹 事	女子部運営の補佐
会計担当	女性大会・講習会に関わる会計収支の管理・報告

企画部

企画部担当 クラブ対抗戦の企画・運営
テニスフェスティバルの企画・運営
幹事 企画部運営の補佐
会計担当 企画部に関わる会計収支の管理・報告

施設部

施設部担当 コート・コートハウス・コート備品の維持・管理 コート開き準備実施
コート納め準備実施 備品チェック 利用状況の整理 コートマナーの指導
会員外利用者のチェック 冬期間室内コートの利用申請
会計担当 施設部に関わる会計収支の管理・報告

3 北見テニス協会申し合わせ

I 北見テニス協会の慶弔に関する申し合わせ

北見テニス協会役員及び関係者の弔事に関する対応は、以下のように定める。

- ① 理事以上の役員（監事を含む）及び会長経験者が死亡された場合には、弔電を送る。
- ② 上記を原則とするが、事情によって変更する場合は理事長が判断する。

その他、慶弔に関する申し合わせは、理事会で定める。

本申し合わせは平成27年3月15日の理事会で制定

本申し合わせは令和6年3月17日の理事会で改正

II 事務的活動費について（北見テニス協会 理事会申し合わせ）

- ① 謝金の対象者
基本的には理事を対象とするが、理事相当の活動をしている幹事についても配慮する。
- ② 謝金の金額
金額は、3000円、5000円、1万円とし、理事の標準は5000円とする。なお、理事で業務頻度が少ない場合は3000円とする。また、対象となる幹事がある場合は3000円とする。1万円はホームページの維持管理、総会資料作成などを対象とする。
- ② 対象者の推薦と決定
部門責任者から理事長に以下の推薦書を出してもらおう。これを基に理事長が会長と相談して決定する。なお、部門責任者については理事長が会長に推薦する。
- ③ 配慮事項
 - ・2部門で活動している理事の場合、若干の加算を行う場合がある。
 - ・強化・普及部で講習会を担当して活動している場合、講師謝金が出ているので本活動費の対象としない。
 - ・女子部の理事については、女子連との区分が難しいが、協会活動と判断できる場合は対象とする。

（附則） 本申し合わせは平成26年3月16日に制定、平成26年3月16日から適用する。

III テニス教室に参加している小中学生に関する申し合わせ

北見テニス協会が主催するテニス教室に参加している小中学生は、北見テニス協会内のジュニア団体と位置づけ、名称を「北見BGジュニア」とし、これまでと同様、大会出場やコート利用などについて以下のように取り扱う。

- 1) 会員資格：「北見BGジュニア」に所属する小中学生は、会員に準ずるものとし、北見テニス協会所属として大会に出場することができる。
- 2) コートの利用：「北見BGジュニア」のテニス教室の時間と高校の部活動の時間帯が重なることが多いことから、高校の部活動に配慮し、主として一般貸出コートを借りてテニス教室を実施する。また、ジュニア指導部が認める一部の小中学生には、単独でコートを借りることを認めるが、コートの混雑状況を判断して利用するよう指導する。

- 3) 大会の支援など：北見テニス協会は、「北見BGジュニア」のメンバーが参加する管内中学校テニス団体戦、中学校個人戦の大会を支援するとともに、北海道あるいは道東ブロックで開催されるジュニア大会への参加の支援も行う。
- 4) 費用について：テニス教室に参加する生徒からは参加料を徴収し、その中から講師謝礼、備品代、コート借料費などを支払い、残高が出た場合は協会に還元する。

本申し合わせは平成28年3月20日の理事会で制定

IV 競技部が主催する各種大会に関する申し合わせ

1. 競技運営について

競技部が主催する大会は、年齢別、クラス別、会員資格別など年間10数試合行われるが、それらの大会を運営するための基本的な方針を以下のようにまとめた。

- 1) 北見テニス協会はオホーツク圏の中核協会であり、大会開催に当たっては、地域のテニス競技力の向上並びに普及活動にも配慮する。
- 2) 競技に当っては、日本テニス協会の競技規則に則って大会を運営することを基本とするが、ローカルルールを適用する場合には、大会要項等に記載するなどして周知する。
- 3) 競技部は大会要項の作成から大会運営、戦績集計などの責任部局であり、大会要項等の重要な変更がある場合は、競技部内で協議し決定する。ただし、事案によっては理事会に付議して決定する。
- 4) 大会要項、ドローの作成においては、公平性、公正性に十分配慮して作成する。
- 5) 競技部主催の大会が多いことから、当面、中学校テニス大会及びジュニアスポーツアカデミー杯は強化普及部のジュニア担当が中心となり実施する。その他のジュニア大会については、競技部ジュニア部門の理事が中心となって、高校のテニス部顧問の先生などの協力を得て実施する。

2. A級該当要件について

大会グレードやエントリー数によって優勝者等の獲得ポイントを定めるが、以下のようなポイント条件、あるいは過去の実績をもとにA級該当者を毎年度決定し、シード選手の判断やクラス別大会の活性化に活用する。

- 1) 年間の獲得ポイントが、男子10ポイント、女子8ポイント以上でかつ、得点率（総獲得ポイント/出場回数）が男子3.0、女子2.0以上の者をA級該当者とする。なお、この要件を変更する場合は、競技部で検討して理事会に提案する。
 - 2) 上記ポイント要件を満たしていたA級該当者が、その年度にポイント要件を満たせなかった場合でも、理事会推薦でその翌年度のA級該当者とする事ができる。（以下理事会推薦者と呼ぶ）
 - 3) 転入者及び他協会からの出場者については、過去の実績等から競技部がA級相当と判断した者
 - 4) 日本テニス協会のポイントを有していて、競技部がA級相当と判断した者。
 - 5) 高校生以下については、競技部が高体連等と協議し、A級相当と判断した者。
- * A級該当者数は男女とも30名前後と想定しているが、40名を越えるような場合には、1)の要件を変更する場合がある。

特例：A級該当者は、B級の試合に出場できないことを原則とするが、60歳を超えている場合（試合時点で60歳以上）には、B級への出場を認める。

*本申し合わせは、平成26年3月16日の理事会で制定

*本申し合わせ中、2)項の理事会推薦者の定義、及びA級該当者のB級出場特例について、平成27年

3月15日の理事会で改正

3. シードについて

- 1) シード数は競技規則に則り決定するが、一般大会では協会ポイント、ジュニア大会では協会のジュニアポイントに基づき配置する。
- 2) 各大会のシード順位は、当該大会前1年間の獲得ポイントを基に定めるが、その他の公式ポイントを持った者あるいはそれに準ずる者の登録があった場合には、競技部で判断する。そのため、募集要項に保有ポイントあるいは他協会でのランキングなどを自己申告するよう求める。

4. 戦績ポイントについて

大会のグレード、エントリー数によって以下のように戦績ポイントを定め、年間獲得ポイントを算出する。

- 1) 協会員外でも参加可能なA級のオープン大会は別表1のように定める。
- 2) 会員のみを対象としたA級大会はA級オープン大会の0.8倍とし、別表2のように定める。
- 3) B級大会、ベテランの大会はA級オープン大会の1/2とし、別表3のように定める。
- 4) ジュニア大会のポイントは高体連と同様であり、別表4のように定める。なお、ドロージャー数や年齢によるポイント制については、J P I N制度が決まった段階で導入を検討する。
- 5) ポイントを得るには、本戦で最低1勝しなければならない。

別表1 A級オープン大会

ドロージャー数	64	48	32	24	16	8	4	
優勝	80	54	41	27	16	7	4	1.00
2	56	38	29	19	11	5	3	0.70
3	40	27	21	14	8	4		0.50
4	24	16	12	8	5	2		0.30
8	16	11	8	5	3			0.20
16	8	5	4	3				0.10
32	4	3						0.05

別表2 A級会員限定大会

ドロージャー数	64	48	32	24	16	8	4	
優勝	64	43	33	22	13	6	3	
2	45	30	23	15	9	4	2	
3	32	22	16	11	6	3		
4	19	13	10	6	4	2		
8	13	9	7	4	3			
16	6	4	3	2				
32	3	2						

別表3 B級及びベテラン大会

ドロージャー数	128	64	48	32	24	16	8	4	比率
優勝	54	40	27	21	14	8	4	2	1.00
2	38	28	19	14	9	6	3	1	0.70
3	27	20	14	10	7	4	2		0.50
4	16	12	8	6	4	2	1		0.30
8	11	8	5	4	3	1			0.20
16	5	4	3	2	1				0.10
32	3	2	1						0.05

別表4 ジュニア大会

年齢	18歳以下	比率
優勝	8	1.00
準優勝	6	0.75
ベスト4	4	0.50
ベスト8	2	0.25

5. ジュニアの一般の大会への参加について

ジュニアのレベルアップに伴い、一般大会への参加希望も増えているが、冠大会や市民大会のようにジュニア部門と一般部門が分かれている大会については、ジュニアは一般部門にエントリーできない

い。一般の大会でジュニアが参加可能な大会は以下の表の*印大会とする。なお、ジュニア部門への参加資格は、原則として当該年度末日の翌4月1日で18歳以下の者とする。

但し、ジュニアが一般と組んで出場する場合には一般枠として扱う。

* ジュニアがエントリーできる試合

種目	一般の大会		ジュニアの大会	
	シングルス	ダブルス	シングルス	ダブルス
5月	ヨネックス杯 (兼春季選手権)	*スポーツピア杯	(中学生シングル)	ダンロップC
6月		ダンロップ *会長杯		
7月			岡メモリアル	
8月	岡メモリアル	*秋季北見選手権	アカデミー杯	市民テニス大会
9月		市民テニス大会		
10月	*北網地区			
翌3月				
大会数	3	5	4	3

6. 大会の中止あるいは延期について

- 1) 荒天あるいは大きな事故があった場合は、競技部の判断で大会は中止できる。
また、大会開始後に荒天などで中断した場合、1時間程度様子を見、再開できないと判断した場合は中止とする。
- 2) 中止となった大会で、地区代表を選考する大会は予備日に再度実施するが、予備日のない大会については、基本的には中止とする。なお、大会開始後に中止となった大会の場合、進捗状況によっては日程を調整し再開することがある。
- 3) 中止が決定した場合、ハウスに掲示するとともにホームページでも周知する。

7. その他

- 1) コンソレーションが行われる大会では、初戦で敗者となった選手にのみ出場権が与えられる。
- 2) 大会参加者が少なく、3ドローにならない場合、その種目は原則不成立とする。
ただし、以下の場合は実施する事がある。
 1. ベテラン大会及びジュニア大会の低年齢部門の大会。
 2. クラス分けした一般大会で、B級参加者（ジュニアを含む）が2枠内の場合、B級参加者の希望を確認した上で、A級と合わせて大会が実施できる。
- 3) 同一地域からの出場者が2～3人と少なく、ドロー数が多い大会においては、初戦で対戦しないように配慮することがある。

本申し合わせは平成28年3月20日の理事会で制定
 本申し合わせは平成30年3月11日の理事会で改正
 本申し合わせは平成31年4月14日の臨時理事会で改正
 本申し合わせは令和7年3月16日の理事会で改正

大会要項の重要な変更について

ダンロップ大会は、オホーツク地区の代表を決める大会であることから、次の事項を募集要項に追記し、周知を図る。

- ① 募集要項の参加資格に、オホーツク圏の市町村協会員であることを明記する。申込時には所属協会名を記入等してもらおう。
- ② これまで前年優勝ペアは相手を変更しなければ出場できないとしていたが、この制限を設けないこととする。

平成31年3月10日理事会で承認

V ジュニアとその家族等でのコート利用についての申し合わせ

ジュニア（小中高校生）が会員の保護者などとテニスをすることがあるが、その場合のコート利用について統一した方針がなかった。今回理事会において協議し、以下のような申し合わせに基づき運用することとしたのでご理解とご協力をお願いしたい。

- 1) 会員の保護者が高校生（会員）とコートを利用する場合、
 - ① 高校生の利用時間で、コートが空いている場合は利用を認めるが、クラブ活動に支障をきたさないようにすること。
 - ② 高校生の利用時間外で、コートが2面以上空いている場合は認めるが、全コートが埋まった場合には速やかに利用を中止すること。
- 2) 会員となっている小学生、中学生などのジュニアについても上記1)と同じ扱いとする。
- 3) 一般会員が高校生（会員）を指導することを目的にコートを利用する場合、
 - ① 高校生の利用時間で、コートが空いている場合は利用を認めるが、クラブ活動に支障をきたさないようにすること。
 - ② 高校生の利用時間外で使用する場合、事前に協会事務局に利用申請を提出し、許可を得ること。この場合でも原則1)の②の条件の下で利用すること。
但し、いずれの場合も所属する高校テニス部の顧問の了解のもとで行うこと。
- 4) 非会員のジュニア（小中高生）が公園事務所で使用手続きをした上で、会員の保護者等とコートを利用する場合は一般市民利用と同様の扱いとするが、コートが込み合っている場合、保護者等は会員としてのマナーにも配慮すること。
- 5) 会員の高校生同士あるいは高校生と保護者等が東稜運動公園コートの利用手続きをしてコートを利用する方法があるが、このような使い方は一般会員の利用に支障をきたす恐れがあり、協会としては認めないのが基本方針である。市民としての権利はあるが、日頃より協会員として恩典を受けていることもあり、会員はコートにおいては本協会のルールに従ってもらい、会員皆さんが楽しくテニスができるように配慮すること。
- 6) ジュニア講習会など協会の年間スケジュールに記載されている強化普及活動に関する事業については、強化普及部がコート利用について調整する。

平成25年6月1日制定